

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入して

いないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険料を納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合先 市民課

☎ (275) 6241

10月から年金生活者支援給付金制度がはじまります

■年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。

※ご案内や事務手続きは日本年金機構が実施します。

対象 ①老齢基礎年金を受給し、次

の要件をすべて満たす方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約462万円以下である

問合先 給付金専用ダイヤル ☎ 0570(05)4092

各種

交通事故等に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

交通事故や傷害事件等、第三者から受けた傷害は損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担しますが、窓口に届け出ること、国民健康保険証で医療機関にかかることができます。事前に健幸づくり課で保険証の使用許可をとり、すみやかに第三者行為による傷病届を提出してください。なお、加害者から治療費を受けとったり、示談を済ませると国民健康保険が使えない場合があります。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

障がいのある方対象
就活セミナーin泉州北

就職についてお考えの障がいのある方、及びその家族等を対象に就活イベントを開催します。

日時 9月20日(金) ①午前10時

②午後1時～3時

場所 和泉市コミュニティセンター

対象 障がいのある方、家族等

参加費 無料

問合先 泉州北障害者就業・生活支援センター ☎ 0725(26)02

22

2019年全国家計構造調査が10月から始まります

全国家計構造調査は、家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにすることを目的とする調査です。本年10月から11月までの2ヶ月間に渡り、家計における収支や貯蓄、負債、就業状況、住居に関する事項などを調査します。調査員が伺いましたら、ご協力をお願いいたします。

問合先 総務課 ☎ (275) 6196

住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、令和2年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額。

▼ご注意ください！

バリアフリー改修軽減措置とは併用できませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。
要件 次の工事のうち窓の改修工事を含み、補助金等を除く工事費50万円を超えるもの

- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事

※いずれの工事も、外気等と接する部分の工事に限ります。

対象範囲 1戸あたりの床面積が120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。

※過去に当該減額を受けたものは除く

必要書類 省エネ改修住宅固定資産

税減額申告書、現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）、工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書
申込・問合先 工事完了から3か月以内に、税務課へ郵送または持参
税務課 ☎（275） 6109

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

市では、ごみの減量・資源の有効利用を図るため、「プラスチック製容器包装」の分別回収を行っています。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ごみでお出しください。

■汚れをキレイに落とす

台風 に備え、 事前準備をしておきましょう。

家の外での備え

- 庭木が電線に触れていないか確認
- 瓦やトタンなどが強風で飛ばないか確認
- 側溝や排水口、ベランダなどの水はけを確認

※飛散物は隣近所の迷惑にもなります。
十分に注意しましょう。

家の中での備え

- 生活用品の確認や、非常用の備蓄をしましょう
・非常食 ・水 ・衛生用品 ・懐中電灯
・医療品 ・ラジオ ・カセットコンロなど
- 昨年の台風被害では以下のものも役立ちました
・雨漏りや浸水防止のブルーシート・土のう
・携帯電話のモバイルバッテリー

～無理なく備蓄～

日ごろ利用している食料や日用品を少し多めに購入しておき、少なくなる度に買い足すことで無理なく備蓄をすることができます。最低3日分の生活ができるように備えましょう。

問合先 危機管理課 ☎（275）6247

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルができません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみでお出しください。

■危険な異物を混入させないで！

収集された「プラスチック製容器包装」の袋の中に医療用の針の付いたものが混入していた事例がありました。資源ごみの選別は手作業で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

■プチプチ（緩衝剤）はできるだけ小さく

プチプチやシート状の緩衝剤は設備の故障の原因になるため、小さく（50cm四方）してお出してください。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

指定管理者を募集

次の施設の管理運営を行う指定管理者を公募します。

■市立老人福祉センター

指定管理開始日 令和2年4月1日

対象 老人福祉センターを管理等運

営する能力・実績のある法人・団体
申込・問合先 募集要項や申請書等詳しくは、市ホームページをご覧ください
 ただくか高齢・障がい福祉課 ☎ (275) 6294へお問い合わせください。

■高石市立総合体育館、鴨公園運動広場、鴨公園駐車場

指定管理開始日 令和2年4月1日

（予定）

対象 体育館、運動広場、駐車場の管理運営をする能力・実績のある法人・団体
申込・問合先 募集要項や申請書など、詳しくは9月上旬から掲載する市ホームページをご覧ください
 社会教育課 (275) 6437へお問い合わせください。

■自動車駐車場・自転車駐車場

指定管理期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

対象 自動車駐車場・自転車駐車場を管理運営する能力・実績のある法人・団体
申込・問合先 募集要項や申請書など、詳しくは9月上旬から掲載する市ホームページをご覧ください
 木公園課 ☎ (275) 6478へお問い合わせください。

健康だより

相談窓口

募集と案内

アプラホール

図書館

フォトニュース

令和元年度 下半期 くみ取り日程	住 所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。 ※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。 ※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。 問合先 生活環境課 ☎(275)6266	取 石 1丁目・2丁目(6~11・13・15・18・19・23・26~28・30・33・34・38・39・46・47)	1 (火) 16(水)	^{10/} ₃₁ (木) 15(金)	^{11/} ₂₉ (金) 13(金)	^{12/} ₂₈ (土) 17(金)	1 (土) 17(月)	3 (火) 17(火)
	取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	2 (水) 17(木)	1 (金) 16(土)	2 (月) 16(月)	^{12/} ₃₀ (月) 20(月)	3 (月) 18(火)	4 (水) 18(水)
	取 石 4丁目~7丁目	3 (木) 18(金)	2 (土) 18(月)	3 (火) 17(火)	6 (月) 21(火)	4 (火) 19(水)	5 (木) 19(木)
	千代田 1丁目~6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目(1~7)	4 (金) 21(月)	5 (火) 19(火)	4 (水) 18(水)	7 (火) 22(水)	5 (水) 20(木)	6 (金) 21(土)
	高師浜 1丁目~4丁目、羽 衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	5 (土) 22(火)	6 (水) 20(水)	5 (木) 19(木)	8 (水) 23(木)	6 (木) 21(金)	7 (土) 23(月)
	東羽衣 3丁目(1~12・18)・4丁目(12)・5丁目(1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目 加 茂 1丁目(5・8~10・12・13・16・17・19)	7 (月) 23(水)	7 (木) 21(木)	6 (金) 20(金)	9 (木) 24(金)	7 (金) 25(火)	9 (月) 24(火)
	加 茂 1丁目(11・14・15) 綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	8(火) 24(木)	8 (金) 22(金)	7 (土) 23(月)	10(金) 27(月)	10(月) 26(水)	10(火) 25(水)
	綾 園 2丁目(9~23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	9(水) 25(金)	11(月) 25(月)	9 (月) 24(火)	11(土) 28(火)	12(水) 27(木)	11(水) 26(木)
	綾 園 2丁目(2~8)・6丁目(1・7~11・13・22・23) 加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	10(木) 28(月)	12(火) 26(火)	10(火) 25(水)	14(火) 29(水)	13(木) 28(金)	12(木) 27(金)
	取 石 2丁目(37) 加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11) 西取石 1丁目(1・2・4・10~15・18)・3丁目(1・5・11・18・19)	11(金) 29(火)	13(水) 27(水)	11(水) 26(木)	15(水) 30(木)	14(金) 29(土)	13(金) 30(月)
	取 石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)	15(火) 30(水)	14(木) 28(木)	12(木) 27(金)	16(木) 31(金)	15(土) ^{3/2} (月)	16(月) 31(火)

市長の資産等報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の資産等報告書を10月7日から総務課で閲覧できます。

問合先 総務課 ☎(275) 6197

福祉サービス

問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課 ☎(275) 6293へお問い合わせください。



住宅改造の経費を助成

高齢者及び重度障がい者等の方が、住み慣れた地域で自立し、かつ安心して生活をしていただけるよう、高齢者及び重度障がい者等のいる世帯で現に住宅の改造が必要な世帯に、住宅改造に必要な経費を助成します。
対象 市内に居住する65歳以上の方

がいる世帯及び身体障がい者手帳

(1・2級または下肢・体幹の3級)、療育手帳(A)をお持ちの方

の世帯で、身体状況により住宅の改造が現に必要な世帯

※介護保険給付対象者については、

手すりの取り付け等の工事は、介護保険制度を優先して利用していただきます。また、生計中心者の

前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ・浴室・玄関・廊下・階段・台

所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に必要な経費

※助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る

※1度助成を受けている方は対象外

配食サービス

食事づくりが困難な高齢者の方に、栄養のバランスが取れた食事をお届けします。

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみ
の世帯で、食事の調理や買い物が困

難な方

配食日 火・木・金曜日の夕食

費用 1食450円

問合先 社会福祉協議会 ☎(261) 3656、または高齢・障がい福祉課

紙おむつ給付

対象 次の①～③の要件をすべて満たしている方

①本市に居住し、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方

②介護保険の要介護度3～5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方

③市町村民税非課税世帯に属する方

支給額 月額限度6000円分

訪問理容サービス

理髪店に行くことが困難な高齢者の自宅に、市内の理容師が訪問し理髪を行った場合、理容師の出張料金を助成します。

※理容料金は別途必要

対象 在宅で寝たきりの65歳以上の方

事業者の
皆さまへ

プレミアム付商品券の利用希望店舗を募集！

対象 市内で小売業、飲食業、サービス業などを営む事業者
「たかいしプレミアム付商品券」取扱店募集要項の内容を遵守するもの
申込 市または高石商工会議所HPからダウンロードできる申込書に必要事項を記入し、事業実施本部または高石商工会議所へ持参・郵送
※利用店舗として事前に登録がない場合、商品券を換金できない可能性がありますので、お早めにお申し込みください。

プレミアム付商品券の内容

販売価格 1セット4,000円
(500円券×10枚 額面価格5,000円)

販売上限 1人5セットまで

利用期間 10月1日～令和2年3月末まで

※対象者は住民税非課税の方、子育て世帯の方
詳しくは、広報たかいし7月号18ページをご覧ください。

問合先 プレミアム付商品券事業実施本部 ☎(267) 4410 または高石商工会議所 ☎(264) 1888

助成方法 市が発行する助成券で、
理容師の出張料金を年4回まで助成
助成額 1回1500円

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話
回線を通じて、直接、堺市消防局へ
の通報や在宅介護支援センターに健
康相談ができる装置を設置します。
対象 市内に居住するおおむね65歳
以上のひとり暮らしの方か、65歳以
上の方だけの世帯、または重度身体
障がい者の方だけの世帯
費用 その世帯の生計中心者の所得
税額に応じて負担あり

住宅用火災警報器の購入費用を 助成

高齢者や障がい者の日常生活の安
全を守るため、住宅用火災警報器の
購入費用を一部助成します。
対象 次のいずれかに該当する世帯
①75歳以上の単身世帯、または75歳
以上の方だけの世帯
②身体障がい者手帳（1～3級）、
療育手帳（A）、精神障がい者保

健福祉手帳（1級）のいずれかを
所持している方のいる世帯

助成額 1世帯2000円
※必ず**購入前**に印鑑を持って高齢・
障がい福祉課へ

独居老人訪問

ひとり暮らしをしているおおむね
65歳以上の方を対象に、日常生活に
ついての相談や、見守り活動を行っ
ています。

問合先 社会福祉協議会

☎（261） 3656

地域包括支援センター

在宅の高齢者やその家族の身近な
相談窓口として、地域包括支援セン
ターがあります。保健師・社会福祉
士・主任ケアマネジャーを配置し、
介護に関するあらゆる相談に応じて
います。また、成年後見制度の申し
立てや高齢者虐待等の相談支援も行
っています。

問合先 地域包括支援センター

☎（275） 6293

消費生活センターだより Consumer service center newsletter

慌てないで！ 災害後の住宅修理トラブル

台風で屋根が破損し雨漏りしたので慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、**屋根のふき替え工事**をしてもらうことになったが約**200万円**と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで**困っていた**こともあり**契約**したが、やはり高額なので解約したい。（70歳代 女性）



- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。
- 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報第343号」から抜粋・イラスト黒崎玄

老人福祉センター 敬老の日の集い

日程 9月16日(祝)

場所 老人福祉センター3苑(瑞松苑・菊寿苑・慶翠苑)

開催時刻、内容等、詳しくは各老人福祉センターへお問い合わせください。

瑞松苑 ☎ (261) 0021

菊寿苑 ☎ (271) 0112

慶翠苑 ☎ (265) 3188

※当日、福祉バスは3ルートとも運行しています。

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内にお住まいで住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳の方に長寿祝品をお届けします。(申請手続き不要)

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

アイヌ新法

アイヌとはアイヌ語の「カムイ(神)」に対する「人間」を意味する言葉で、民族の呼称にもなっています。アイヌの人々は、かつては北海道・樺太(サハリン)・千島列島に居住し、狩りや漁を中心とした生活を続けていましたが、現在は先住民族として主に北海道に居住しています。平成29年に北海道が実施した調査によると、道内に1万3118人、5571世帯が住んでいます。

近世以降は松前藩の過酷な支配や、明治政府の開拓政策・同化政策などがありました。そのため、今日ではアイヌの人々が持っている固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)等の独自の豊かな文化は十分な保存・伝承が図られていたとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々は高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、結婚差別や、就職や職場での差異化、賃金、待遇などの差別、学校など

における子どもたちの言動、対人関係での差別や偏見が依然として根深く残っていました。このようなことから、アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、平成9年に「アイヌ文化振興法(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律)」が制定されました。さらに平成20年6月には、衆参両院の全会議で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、アイヌの人々を先住民族と認定し総合的な施策の確立に取組むことが求められました。

そして、本年4月19日には北海道などに居住するアイヌ民族を先住民族であると初めて明記した「アイヌ新法(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律)」が成立しました。この法律は、アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、「民族共生象徴空間」の管理に関する措置、さらにはアイヌ政策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣にアイヌ政策推進本部を設置することなどが盛り込まれています。

令和2年4月にはアイヌ文化発信の拠点として北海道白老町ポルト湖畔に民族共生象徴空間(愛称・ウポポイ)をオープンする予定です。愛称である「ウポポイ」とは、アイヌ語で「おおぜいで歌うこと」を意味しています。この施設は北日本エリアでは初の国立博物館となる国立アイヌ民族博物館や、国立民族共生公園等で構成され、アイヌ民族の伝統芸能が上演される体験交流ホールなど、様々な体験プログラムが行なわれる体験学習館、さらには、昔ながらのアイヌ集落が再現される伝統的コタンなど、アイヌ民族の文化を複合的に学び、楽しめる国立施設となっています。

人権推進課
☎ (275) 6279

下水道使用料を改定します



令和元年 10 月 1 日から下水道使用料を引き上げ、12 月分の請求から新料金で納めていただくことになります。対象区域の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。**問合先** 上下水道課 ☎(275)6419

■ 下水道使用料の改定

これまで人件費の削減や、事務の効率化等によりコスト削減に取り組んできましたが下水道の事業運営には膨大な資金が必要であり、将来にわたり持続可能な事業運営のため、下水道使用料を引き上げさせていただくことになりました。

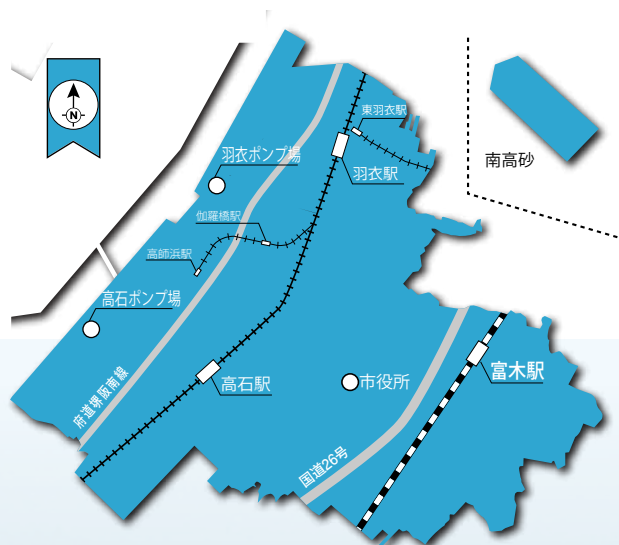
■ 新料金での納付時期

1 2 月分の請求から、新料金での納付となります。窓口でお支払いの方は、1 月中旬に発送する納付書、口座振替でお支払いの方は、1 月下旬の振替から新料金で納付していただきます。

■ 下水道使用料水量区分別単価

※税別

用 途	水量区分(m ³)	改定前	改定後
一般汚水	基本使用料	0	314円
	従量使用料 1 m ³ につき	1 ~ 10	78円
		11 ~ 20	125円
		21 ~ 30	139円
		31 ~ 50	180円
		51 ~ 100	216円
		101 ~ 300	252円
		301 ~ 500	285円
		501 ~ 1,000	323円
浴場営業用汚水	1,001 以上	354円	379円
	従量使用料 1 m ³ につき	18円	18円



■ 対象区域

■ 下水道使用料早見表

※税別

用 途	水量(m ³)	改定前	改定後
一般汚水	0	314円	325円
	5	704円	745円
	10	1,094円	1,165円
	20	2,344円	2,505円
	30	3,734円	3,995円
	40	5,534円	5,925円
	50	7,334円	7,855円
	100	18,134円	19,455円
	300	68,534円	73,655円
	500	125,534円	134,855円
	1,000	287,034円	307,855円

消費税及び地方消費税の税率改定について

水道料金及び下水道使用料は令和元年 12 月分より消費税及び地方消費税が **8%** から **10%** になります。

公共下水道が利用できる区域では、

水洗化をお早めに！

市では、水洗化に要する工事費用の助成や融資あっせん制度を設けていますので、水洗化工事をされる方はご利用ください。

助成金制度

- ・“浄化槽”を改造した場合……………2 万円
- ・“汲み取り便所”を改造した場合…1 万円

融資あっせん制度 ※融資を受けられない場合もあります。

- ・融資額…1 件につき 50 万円以内
(返済期間 36 か月以内)
- ・貸付金にかかる利子及び保証料の補給
(融資の償還完済後に補給)